



# 新日本電工

## 第122回 定時株主総会 招集ご通知

### 日時

2022年3月30日（水曜日） 午前10時

(受付開始：午前9時30分)

### 会場

東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲 2階 ROOM A+B+C

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金配当の件     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

### 目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	20
連結計算書類	48
計算書類	52
監査報告	56

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、極力事前に議決権をご行使いただき、当日のご出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

また、今後、感染拡大の状況等により、開催場所その他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトをご確認賜りますようお願い申し上げます。

新日本電工株式会社

証券コード：5563

## 第122回定時株主総会招集ご通知

株主の皆様におかれましては、平素より当社グループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。皆様のご健康と、1日も早い収束をお祈り申し上げます。

当連結会計年度は、新型コロナウイルスの影響長期化による経済活動の抑制など、予断を許さない状況が続いたものの、製造業を中心に高水準の活動が見られました。

このような状況の中、主力の合金鉄事業において、製品需要が堅調であったことに加え販売価格も高いレベルで推移したことなどにより、売上高・営業利益・経常利益の全てにおいて前年度実績値を上回りました。また、合金鉄事業において今後の業績の安定性が見込まれることによる繰延税金資産の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益も前年度実績を上回りました。

なお、第122期の期末配当金につきましては、1株当たり12円とすることを本定時株主総会でご提案申し上げます。

これにより、中間配当金（4円）と合わせた年間配当金は1株当たり16円となり、前年度と比べ、年間11円の増配となります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年3月10日

東京都中央区八重洲一丁目4番16号

**新日本電工株式会社**

代表取締役社長 **青木 泰**



## 事前の議決権行使 について

### 書面(郵送)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上2022年3月29日(火)午後5時30分までに到着するようご送付ください。

### インターネットによる議決権行使



4ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。2022年3月29日(火)午後5時30分までにご行使ください。なお、機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

●書面またはインターネットにより議決権をご行使されるにあたっては、後記株主総会参考書類をご検討ください。なお、書面とインターネットにより、重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

●インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

**日 時** 2022年3月30日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)

**場 所** 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル ベルサール八重洲  
2階 ROOM A+B+C

### 目的事項 報告事項

1. 第122期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第122期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知の添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより周知させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <http://www.nippondenko.co.jp/>

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社では、株主総会の開催にあたり、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、下記のとおりご対応お願い申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

### 記

#### 〈お願い〉

- ・極力事前に議決権をご行使いただき、当日のご出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。また、海外より帰国されて14日間が経過していない方につきましては、当日のご出席をお控えください。
- ・事前に議決権をご行使いただくにあたっては、できるだけインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。（「インターネットによる議決権行使のご案内」は4ページをご覧ください。）
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及びアルコールによる手指消毒にご協力をお願いいたします。

#### 〈株主総会会場での対応等について〉

- ・株主総会会場における座席の間隔を広く確保して開催することから、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- ・また、例えば、次のいずれかに該当する株主様につきましては、当日ご来場いただいても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご入場を制限させていただく可能性がございます。
  - ①マスクをご持参・ご着用されていない方
  - ②発熱（会場入口付近で検温させていただきます。）や咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方
  - ③アルコールによる手指消毒にご協力いただけない方（会場の入口に、アルコール消毒液をご用意いたします。）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会の議事は、例年よりも時間を大幅に短縮して行う予定であります。

なお、今後、感染拡大の状況や政府からの要請内容等により、株主の皆様の健康と安全確保の観点を踏まえ、開催場所その他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、下記の当社ウェブサイトに掲載する情報を事前にご確認賜りますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.nippondenko.co.jp/>

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金配当の件

当社の配当政策は、各期の連結業績に応じた利益の配分を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りつつ、業績の動向などを総合的に考慮し決定する方針としております。

なお、「連結業績に応じた利益の配分」の指標としては、連結配当性向年間30%程度を目安としております。

これに基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### ① 配当財産の種類

金銭

#### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する

##### 事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円

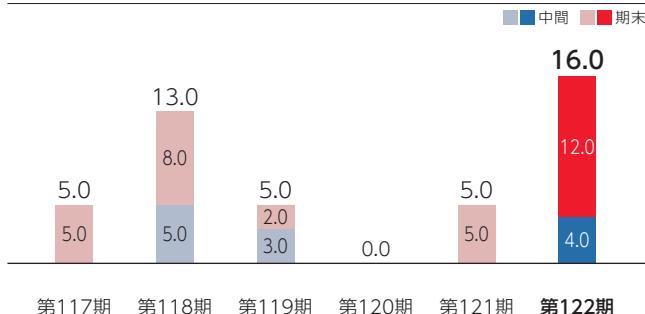
総額 1,762,143,156円

#### ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年3月31日

1 株当たり配当金の推移

(円)



## 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第16条 (条文省略)	第1条～第16条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	<削除>
第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p>
<p>第17条～第32条</p>	<p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
	<p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定められているものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第18条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第32条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第33条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第34条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第47条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案

## 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新任取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	あおき やすし 青木 泰	代表取締役 社長	—	再任
2	こしむら たかゆき 越村 隆幸	取締役 専務執行役員	経営企画、経理、総務、内部統制および海外事業管理に関する事項管掌	再任
3	やまでら よしみ 山寺 芳美	専務執行役員	生産技術、安全環境、研究開発、情報システムおよび電力セグメントに関する事項管掌	新任
4	きた ひでし 喜田 英志	常務執行役員	機能材料セグメント、環境セグメントおよび環境事業全般に関する事項管掌	新任
5	おおみ かずとし 大見 和敏	社外取締役	—	再任 社外取締役 独立役員
6	なかの ほくと 中野 北斗	社外取締役	—	再任 社外取締役 独立役員
7	たに まさひろ 谷 昌浩	新任候補者	—	新任 社外取締役 独立役員

	当社が取締役候補者に特に期待する分野							
	経営企画 事業戦略	財務・会計 金融・経済	人事・労務 人材開発	ガバナンス・リスク管理 法務・コンプライアンス	生産・技術 研究開発	営業・購買 マーケティング	グローバル	環境 サステナビリティ
	●		●			●	●	●
	●	●	●	●			●	
					●		●	●
	●				●	●		
	●					●	●	
		●				●	●	
			●		●		●	

候補者番号

1



あおき  
青木

やすし  
泰

再任

生年月日 …………… 1960年3月8日  
所有する当社株式数 …… 28,000株  
取締役在任年数 ………… 2年

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社  
2007年 4月 同社バンコク事務所長  
2009年 6月 ニッポン・スチール タイ出向  
2011年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 原料第一部長  
2015年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株))  
執行役員 原料第二部長委嘱  
2018年 4月 同社常務執行役員 原料に関する事項管掌  
2020年 3月 当社取締役副社長  
2021年 1月 当社代表取締役社長

(現在に至る)

### 取締役候補者とした理由

青木泰氏は、日本製鐵株式会社において常務執行役員として会社経営に携わるなど、経営全般に対する高い見識、他社における豊富な経験を有しており、2020年3月より当社取締役副社長、2021年1月より当社代表取締役社長に就任し当社経営を牽引するなど、当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上の実現に向けて尽力しております。今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2



こしむら たかゆき  
越村 隆幸

再任

生年月日 …………… 1956年8月6日  
所有する当社株式数 …… 52,998株  
取締役在任年数 …………… 8年

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社  
2002年 6月 同社原料部次長  
2004年 6月 中央電気工業(株)企画部長  
2009年 6月 同社執行役員企画部長  
2012年 6月 同社取締役常務執行役員全社管理部門統括、合金鉄・環境事業部門統括  
2014年 7月 当社取締役常務執行役員  
2021年 1月 当社取締役専務執行役員 経営企画、総務、経理、内部統制、電力事業、合金鉄の海外戦略、大阪営業所に関する事項管掌  
2022年 1月 当社取締役専務執行役員 経営企画、経理、総務、内部統制および海外事業管理に関する事項管掌  
(現在に至る)

### 取締役候補者とした理由

越村隆幸氏は、2014年に取締役に就任し当社経営に携わり、現在、経営企画部門や総務部門を管掌するなど、管理部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しており、また他社における豊富な経験を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3



やまでら よし み  
山寺 芳美

新任

生年月日 …………… 1959年6月30日

所有する当社株式数 …………… 5,300株

取締役在任年数 …………… —

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社
- 2008年 7月 同社鋼管カンパニー特殊管カスタマー技術部長
- 2014年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鉄(株)) 参与 鋼管事業部  
尼崎製造所長委嘱
- 2015年 5月 同社執行役員 鋼管事業部尼崎製造所長委嘱
- 2018年 4月 同社常務執行役員 和歌山製鐵所長委嘱
- 2019年 4月 日本製鉄(株)顧問 バローレック ソルソリューションズ  
トゥーブラレス ド ブラジル社出向
- 2021年 4月 当社専務執行役員 電力事業に関する事項管掌
- 2022年 1月 当社専務執行役員 生産技術、安全環境、研究開発、  
情報システムおよび電力セグメントに関する事項管掌

(現在に至る)

### 取締役候補者とした理由

山寺芳美氏は、日本製鉄株式会社において製造所長及び製鐵所長を務めたほか、当社専務執行役員として生産技術、安全環境、研究開発等を管掌するなど製造部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しております。また他社における豊富な経験を有していることから、取締役としての役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。



き た ひ で し  
喜田 英志

新任

生年月日 …………… 1959年8月26日

所有する当社株式数 …………… 29,685株

取締役在任年数 …………… —

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社  
 2010年 4月 中央電気工業(株)合金鉄営業部長  
 2011年 7月 ベトナムレアアース社出向  
 2014年 7月 中央電気工業(株)執行役員和歌山工場長  
 2017年 1月 同社常務執行役員妙高工場長  
 2017年 4月 当社執行役員  
 2019年 1月 当社執行役員鹿島工場長委嘱  
 2022年 1月 当社常務執行役員 機能材料セグメント、環境セグメントおよび環境事業全般に関する事項管掌  
 (現在に至る)

### 取締役候補者とした理由

喜田英志氏は、当社グループにおいて工場運営の要職を務めたほか、機能材料事業をはじめとした豊富な経験や実績、経営全般における高い見識を有していることから、取締役としての役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5



おおみ かずとし  
大見 和敏

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 …………… 1953年2月18日

所有する当社株式数 …………… 5,000株

取締役在任年数 …………… 1年

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 三菱商事(株)入社  
2004年12月 明豊ファシリティワークス(株)専務執行役員  
2006年 6月 同社代表取締役社長  
2011年 8月 ヤマギワ(株)代表取締役社長  
2014年 3月 JSRライフサイエンス(株)代表取締役社長  
2015年 4月 JSRトレーディング(株)代表取締役社長  
2019年 6月 同社顧問  
2020年 1月 (株)マイテイス ト代表取締役社長 (現任)  
2020年 5月 エイテックス(株)非常勤監査役 (現任)  
2021年 3月 当社社外取締役

(現在に至る)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大見和敏氏は、複数の企業経営に携わることにより培われた豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



なかの ほくと  
中野 北斗

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 …………… 1959年12月22日

所有する当社株式数 …………… なし

取締役在任年数 …………… 1年

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 (株)日本興業銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行
- 2002年 4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行)  
市場企画部欧州資金室参事役
- 2010年 4月 同行執行役員国際為替部長
- 2013年 7月 (株)みずほ銀行執行役員国際為替部長
- 2015年10月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員東アジア地域ユニット長
- 2016年 4月 みずほ証券(株)常務執行役員グローバルマーケット部門副部門長
- 2018年 3月 (株)アシックス取締役
- 2020年 3月 同社常務執行役員
- 2021年 3月 当社社外取締役
- 2021年 6月 五洋建設(株)社外取締役 (現任)

(現在に至る)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中野北斗氏は、国際金融・財務について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして財務関連業務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7



たに  
谷

まさひろ  
昌浩

新任

社外取締役

独立役員

生年月日 …………… 1960年8月2日

所有する当社株式数 …………… なし

取締役在任年数 …………… —

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 味の素(株)入社  
2006年 7月 インドネシア味の素社モジョケルト工場長  
2008年 7月 同社副社長  
2012年 7月 味の素(株)九州事業所長  
2013年 6月 同社執行役員九州事業所長  
2015年 6月 同社執行役員食品生産統括センター長  
2017年 6月 同社執行役員グループ調達センター長  
2020年 7月 同社執行役員DX推進部長  
2021年 6月 同社アドバイザー（現任）

（現在に至る）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

谷昌浩氏は、海外を含む製造現場における組織マネジメントやDX推進について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者は当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山寺芳美氏、喜田英志氏及び谷昌浩氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 大見和敏氏及び中野北斗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、大見和敏氏及び中野北斗氏との間で、社外取締役として、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しており、本株主総会で再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 谷昌浩氏が社外取締役として就任した場合は、当社との間で、社外取締役として、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。各候補者の再任及び選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、大見和敏氏及び中野北斗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、谷昌浩氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第4号議案

# 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者中垣寛氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了するまでとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
なかがき かん 中垣寛 (1959年7月28日)	1983年4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社 2006年7月 新日鉄マテリアルズ(株) (現 日鉄ケミカル&マテリアル(株)) 2013年11月 当社経理部長 2016年3月 当社参与 経理部長 2019年3月 当社参与 (現在に至る)	14,610株

### 補欠監査役候補者とした理由

中垣寛氏は、当社経理部長として培われた専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したため、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 中垣寛氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 中垣寛氏が就任した場合は、当社との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。中垣寛氏が就任した場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。中垣寛氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日）の世界経済は、先進国を中心に新型コロナウイルスに対するワクチン接種が進んだことや多くの国におけるロックダウン解除による需要回復、好調な消費や投資などが奏功し、経済活動は回復へと向かいました。

日本経済においては、新型コロナウイルスの影響長期化、半導体の供給不足、自動車の減産などのマイナス要因はありましたが、ワクチン接種が進んだことによる経済活動の再開や製造業を中心に高水準の活動が見られたこともあり、総じて回復基調となりました。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は、主力の合金鉄事業において、製品需要が堅調であったことに加え販売価格も高いレベルで推移したことなどにより、65,978百万円（前年同期比22.2%増）となりました。利益面では、営業利益は8,436百万円（同55.2%増）、経常利益は6,870百万円（同124.3%増）となりました。また、合金鉄事業において今後の業績の安定性が見込まれることによる繰延税金資産の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は7,768百万円（同197.0%増）となりました。

#### 業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益
<b>65,978</b> 百万円	<b>8,436</b> 百万円	<b>6,870</b> 百万円
(前年同期比 22.2%増)	(前年同期比 55.2%増)	(前年同期比 124.3%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	総資産	純資産
<b>7,768</b> 百万円	<b>95,888</b> 百万円	<b>64,325</b> 百万円
(前年同期比 197.0%増)	(前年同期比 11.3%増)	(前年同期比 14.0%増)

# Ferroalloy 合金鉄事業



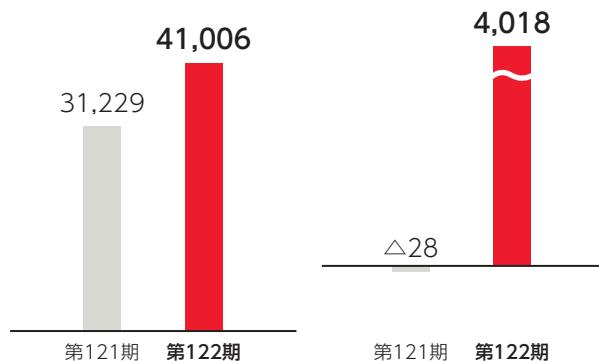
当連結会計年度における世界の粗鋼生産量は、新型コロナウイルスの感染抑制状況や経済対策により国・地域毎に濃淡はあるものの、総じて回復基調となり、19億5,050万トンと前年と比べ3.7%増加しました。また、国内粗鋼生産量は、一部で需要の弱さがあるものの、9,633万トンとなり、前年と比べ15.8%増加しました。

こうした状況の中、主力製品である高炭素フェロマンガ製品市況は、世界的な需給引き締めりと海上運賃高騰等によりほぼ年間を通して上昇しました。販売数量につきましても、需要家の操業回復が顕著であったため前年と比べ大幅に増加しました。

また、一部顧客との取引において、製品市況の変動による損益の大幅な変化を抑制する仕組みを取り入れたことで、将来の業績の安定性の向上が見込まれます。

以上の結果、合金鉄事業の当期業績は、売上高・経常利益ともに前年を上回りました。

売上高 (百万円) 経常利益 (百万円)



## Functional Materials 機能材料事業

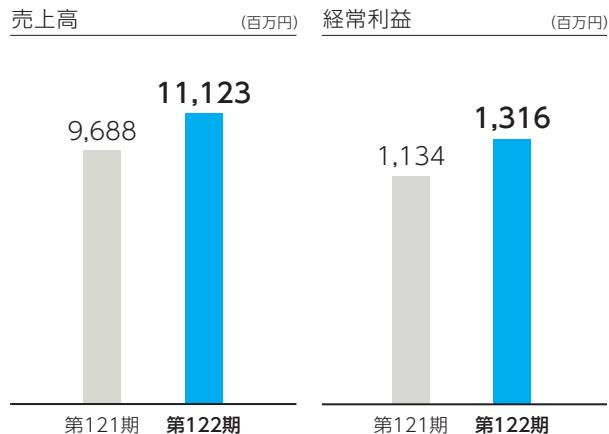


新型コロナウイルスの感染再拡大や世界的な半導体不足を背景とした部品調達難による自動車の減産はあったものの、電池材料の販売は概ね前年を上回りました。

酸化ジルコニウムは自動車の電装化や5G等が追い風となり需要堅調により生産能力を増強しました。その他の電子部品関連材料の販売も堅調に推移しました。

酸化ほう素の販売は、ディスプレイ用ガラス基板向け販売が好調であったため前年と比べ増加しました。

以上の結果、機能材料事業の当期業績は、売上高・経常利益ともに前年を上回りました。



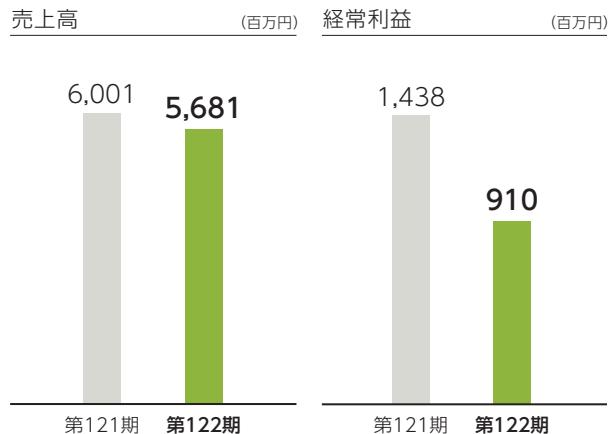
## Environment 環境事業



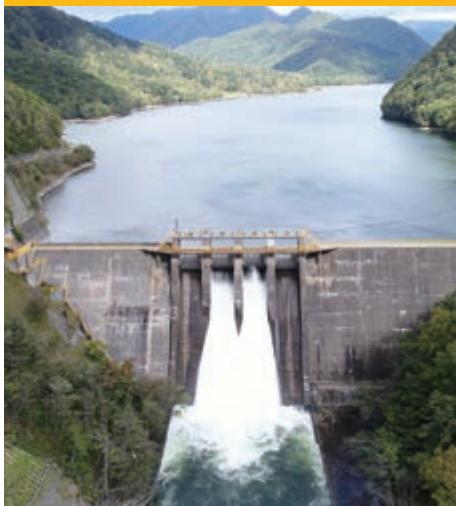
環境システム事業につきましては、新型コロナウイルスの感染再拡大や世界的な半導体不足などの影響に伴う自動車生産の減少により顧客の稼働率が低下したことが主要因となり、モバイル型イオン交換樹脂塔の再生塔数やエネファーム向けのイオン交換樹脂販売数量が減少し、売上高・経常利益ともに前年を下回りました。

中央電気工業の焼却灰溶融処理事業につきましては、焼却灰溶融炉（EM1号炉・2号炉）の老朽化設備の更新に加えEM3号炉の炉修を実施したことから処理量が減少し、売上高・経常利益ともに前年を下回りました。

以上の結果、環境事業の当期業績は、売上高・経常利益ともに前年を下回りました。



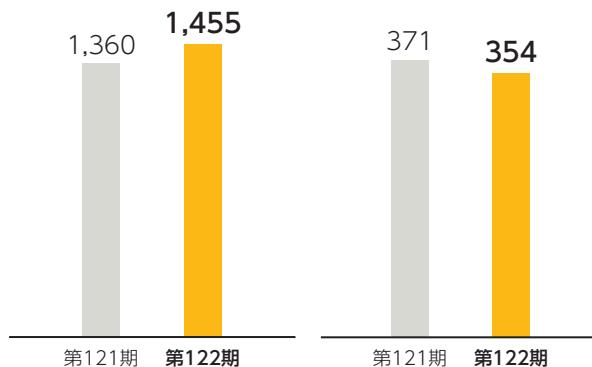
## Electric power 電力事業



電力事業につきましては、FIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）を利用した売電事業として、2ヶ所の発電所が順調に稼働し気象条件にも恵まれたため、年間売電量は前年より増加しました。

以上の結果、電力事業の当期業績は、売上高は前年を上回りましたが、管理費の増加などにより経常利益は前年を下回りました。なお、当事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による業績への影響はありませんでした。

売上高 (百万円) 経常利益 (百万円)



また、当連結会計年度におけるセグメントの売上高及び経常利益は次のとおりです。

(単位：百万円、%)

区 分	第121期（前連結会計年度） （2020.1.1～2020.12.31）				第122期（当連結会計年度） （2021.1.1～2021.12.31）				増 減 率	
	売 上 高		経 常 利 益		売 上 高		経 常 利 益		売 上 高	経 常 利 益
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
合 金 鉄 事 業	31,229	57.8	△28	—	41,006	62.2	4,018	58.5	31.3	—
機 能 材 料 事 業	9,688	17.9	1,134	—	11,123	16.9	1,316	19.2	14.8	16.0
環 境 事 業	6,001	11.1	1,438	—	5,681	8.6	910	13.2	△5.3	△36.7
電 力 事 業	1,360	2.5	371	—	1,455	2.2	354	5.2	6.9	△4.5
そ の 他	5,723	10.6	146	—	6,711	10.2	270	3.9	17.3	84.4
合 計	54,004	100.0	3,063	—	65,978	100.0	6,870	100.0	22.2	124.3

(注) 従来、「特別損失」に表示していた固定資産除却損について、当連結会計年度より「営業外費用」に表示する方法に変更を行っており、第121期の経常利益については、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しています。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業グループの設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

設 備 名	事 業 部 門
機能材料製造設備の増設（妙高工場）	機能材料事業部門

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

設 備 名	事 業 部 門
焼却灰4号熔融炉の建設（中央電気工業(株)）	環境事業部門
ほう酸焙焼炉の転用工事（富山工場）	機能材料事業部門

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

設 備 名	事 業 部 門
肥料工場の解体・撤去（徳島工場）	合金鉄事業部門

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

現下の新型コロナウイルスの影響による事業環境変化を受け、予断を許さない経営環境下にあります。当社グループは2021年～2023年を実行期間とする「第8次中期経営計画」を策定いたしました。

「第8次中期経営計画」では10年後へつながる成長基盤の確立（4 Cores+Growth）として、「既存ビジネスの強化」「新規ビジネスへの挑戦」「事業環境変化に適応する強い企業体質の構築」に取り組んでまいります。

当社グループは「特徴ある製品・技術・サービスを開発・提供し、持続的な成長を通じて、豊かな未来の創造に貢献する」という経営理念を掲げております。

この理念の下、当社グループはサステナビリティを重要な経営戦略と位置づけ、「事業活動を通じた社会課題の解決への貢献」と「持続的な成長を通じた企業価値向上」の両立を目指します。

特に、以下を重要課題として捉え、2022年1月よりサステナビリティ委員会を設置し取り組んでまいります。

- ・ 2050年カーボンニュートラルへの挑戦
- ・ 持続可能な社会の実現に貢献する新たな事業機会の創出
- ・ 人的資本を重視した経営
- ・ サステナブル調達
- ・ ステークホルダーとのコミュニケーションを通じた中長期的な企業価値向上

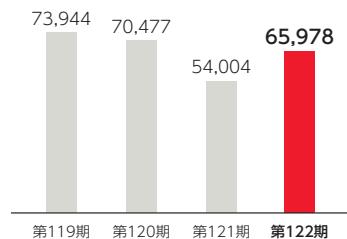
## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第119期 (2018年12月期)	第120期 (2019年12月期)	第121期 (2020年12月期)	第122期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高 (百万円)	73,944	70,477	54,004	<b>65,978</b>
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,947	△6,426	3,063	<b>6,870</b>
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	2,352	△14,240	2,615	<b>7,768</b>
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	16.06	△97.20	17.83	<b>52.91</b>
総資産 (百万円)	99,786	85,224	86,171	<b>95,888</b>
純資産 (百万円)	69,068	54,268	56,430	<b>64,325</b>

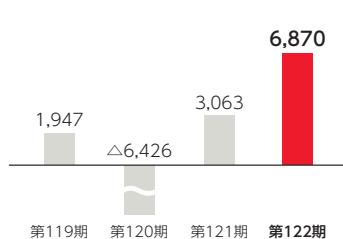
(注)1 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第120期の期首から適用しており、第119期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

2 従来、「特別損失」に表示していた固定資産除却損について、当連結会計年度より「営業外費用」に表示する方法に変更を行っており、第121期の経常利益については、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しています。

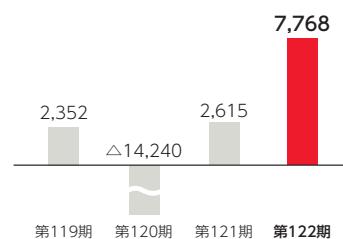
売上高 (百万円)



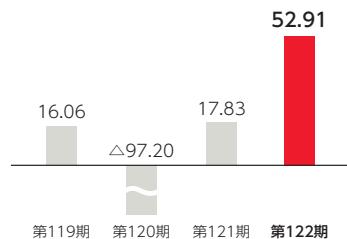
経常利益又は経常損失 (百万円)



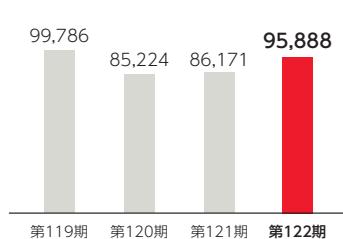
親会社株主に帰属する当期純利益又は  
親会社株主に帰属する当期純損失(百万円)



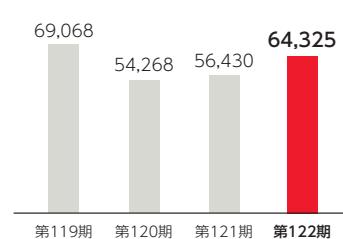
1株当たり当期純利益又は  
1株当たり当期純損失 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年12月31日現在)

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
中央電気工業株式会社	480 百万円	100.0 %	廃棄物溶融固化処理
共栄産業株式会社	99	93.2	化学工業製品等の販売
リケン工業株式会社	10	100.0	鉄鋼用分析測定機器等の製造・販売
栗山興産株式会社	18	100.0	プラスチックの加工・販売
電工興産株式会社	100	100.0	倉庫業

(注)当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め7社であり、持分法適用会社は2社であります。

## (7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容
合 金 鉄 事 業	フェロマンガ、シリコマンガ、フェロシリコンの製造・販売並びにフェロクロム、フェロバナジウム、その他の特殊金属製品及び珪カル肥料の販売等 倉庫業 港湾荷役・構内作業の請負 マンガニ鉱山の権益保有等
機 能 材 料 事 業	フェロボロン、水素吸蔵合金、リチウムイオン電池正極材料、酸化ジルコニウム、マンガ系無機化学品、酸化ほう素、ほう酸等の製造・販売等
環 境 事 業	排水処理用イオン交換塔（ほう素回収、ニッケル等重金属回収）、純水製造用イオン交換塔及び装置の製造・販売 電気炉による焼却灰溶融固化処理等
電 力 事 業	電力の供給
そ の 他	工業薬品、金属製品、貴金属化合物等の販売 サンプラー等鉄鋼用分析測定機器の製造・販売 プラスチックの加工・販売等

## (8) 主要拠点等 (2021年12月31日現在)

### ① 当社

本 社	東京都中央区
生 産 拠 点	徳島工場（徳島県阿南市）、鹿島工場（茨城県鹿嶋市）、 富山工場（射水地区）（富山県射水市）、 富山工場（高岡地区）（富山県高岡市）、 妙高工場（新潟県妙高市）、郡山工場（福島県郡山市）、 日高工場（北海道様似郡）、幌満川発電所（北海道様似郡）
営 業 所	大阪営業所（大阪府大阪市）
研 究 所	徳島県阿南市

(注) 鹿島工場は2021年12月をもって合金鉄製造を終了し、名称を鹿島事業所に改め、合金鉄販売の中継基地となりました。

### ② 子会社

中央電気工業株式会社	本社（茨城県鹿嶋市）
------------	------------

## (9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
合金鉄事業	356名	33(減)名
機能材料事業	214	26(減)
環境事業	176	6(増)
電力事業	16	1(増)
その他の	93	1(減)
全社(共通)	88	20(増)
合計	943	33(減)

(注) 従業員数は就業人員であります。

**(10) 主要な借入先** (2021年12月31日現在)

借	入	先	借	入	額						
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	4,684	百万円	
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行	4,010
株	式	会	社	三	井	住	友	銀	行	2,692	
み	ず	ほ	信	託	銀	行	株	式	会	社	1,235

**(11) その他**

## ① その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ② 重要な事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 146,853,367株

(3) 株 主 数 29,415名

### (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	30,314 <sup>千株</sup>	20.64 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,828	10.78
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,132	2.81
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,000	2.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	3,026	2.06
新 日 本 電 工 取 引 先 持 株 会	2,110	1.44
日 鉄 鉱 業 株 式 会 社	2,100	1.43
株式会社日本カストディ銀行 退職給付信託 みずほ信託銀行口	1,728	1.18
住 友 商 事 株 式 会 社	1,712	1.17
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,451	0.99

(注) 持株比率は自己株式 (8,104株) を控除して算出しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

交 付 対 象 者	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	28,300 株	4 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

## (6) その他株式に関する重要な事項

### ① 新株式の発行

当社は、2019年3月28日の第119回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬を導入いたしました。これを受け、当社は2021年4月28日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり新株式を発行いたしました。

- ・発行した株式の種類 当社普通株式
- ・発行した株式の総数 77,600株
- ・発行した株式の総額 28,634,400円
- ・発行日 2021年5月26日
- ・株式の割当ての対象者 当社の取締役（社外取締役を除く）4名、執行役員9名、参与6名、及び当社子会社の取締役1名

### ② 自己株式の消却

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年12月31日現在)

代表取締役 社長		青木 泰
取締役 専務執行役員	経営企画、経理、総務、内部統制、合金鉄の海外戦略 および大阪営業所に関する事項管掌	越村 隆幸
取締役 専務執行役員	生産技術、安全環境、研究開発、機能材料事業（機能材料 営業部、富山工場、妙高工場、徳島工場機能材料部）、環境 システム事業（環境システム営業部、環境システム事業開発 センター、郡山工場）および環境事業全般に関する事項管掌	谷 奥 俊
取締役	相談役	白須 達朗
取締役		細井 和昭
取締役		大見 和敏
取締役		中野 北斗
監査役	常勤	伊丹 一成
監査役		青木 良夫
監査役		都 正二
監査役		木村 浩明

- (注) 1. 取締役 細井和昭、大見和敏及び中野北斗の各氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 伊丹一成、青木良夫、都正二及び木村浩明の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 青木良夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役 都正二氏は、経理業務の長年の経験及び公益財団法人財務会計基準機構における勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 取締役 細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であり、また、東プレ株式会社及び藤倉コンポジット株式会社の社外監査役であります。  
 6. 取締役 大見和敏氏は、株式会社マイテイストの代表取締役であり、また、エイテックス株式会社の社外監査役であります。  
 7. 取締役 中野北斗氏は、五洋建設株式会社の社外取締役であります。  
 8. 監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であり、また、日本通運株式会社の社外監査役であります。

9. 監査役 木村浩明氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
10. 当社は、取締役 細井和昭、大見和敏及び中野北斗並びに監査役 伊丹一成、青木良夫及び都正二の各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
11. 当期中に新たに就任の取締役及び監査役
- |              |     |    |    |
|--------------|-----|----|----|
| 2021年3月30日就任 | 取締役 | 大見 | 和敏 |
|              | 取締役 | 中野 | 北斗 |
|              | 監査役 | 伊丹 | 一成 |
|              | 監査役 | 木村 | 浩明 |
12. 当期中の退任取締役及び退任監査役
- |                |     |    |     |
|----------------|-----|----|-----|
| 2021年3月30日辞任   | 監査役 | 大屋 | 淑子  |
| 2021年3月30日任期満了 | 取締役 | 堤  | 一彦  |
|                | 取締役 | 安西 | 浩一郎 |
|                | 監査役 | 堀本 | 国男  |
13. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
越村隆幸	取締役 専務執行役員 経営企画、経理、総務、内部統制、合金鉄の海外戦略および大阪営業所に関する事項管掌	取締役 専務執行役員 経営企画、経理、総務、内部統制 および海外事業管理に関する事項管掌	2022年1月1日
谷奥俊	取締役 専務執行役員 生産技術、安全環境、研究開発、機能材料事業（機能材料営業部、富山工場、妙高工場、徳島工場機能材料部）、環境システム事業（環境システム営業部、環境システム事業開発センター、郡山工場）および環境事業全般に関する事項管掌	取締役 社長付	2022年1月1日

14. 当社は、定款第30条第2項において、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く）との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は取締役であります細井和昭、大見和敏及び中野北斗の各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。
15. 当社は、定款第40条第2項において、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は監査役であります伊丹一成、青木良夫、都正二及び木村浩明の各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。
16. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟及び会社訴訟に対する取締役、監査役及び執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合は填補の対象としないこととしております。

当社は執行役員制度を導入しております。2021年12月31日現在の取締役兼務を除く執行役員は以下のとおりです。

専務執行役員	電力事業に関する事項管掌 生産技術・安全環境・研究開発に関する事項につき 谷奥専務執行役員に協力 経営企画に関する特命事項につき越村専務執行役員に協力	山 寺 芳 美
常務執行役員	人事、人材開発センターに関する事項管掌 経営企画および総務につき越村専務執行役員を補佐	古 跡 隆 一 郎
執行役員	生産技術に関する特命事項につき谷奥専務執行役員を補佐	山 田 統 明
執行役員	鹿島工場長委嘱	喜 田 英 志
執行役員	合金鉄の調整に関する事項管掌 合金鉄営業部長委嘱	佐 藤 雄 樹
執行役員	徳島工場長委嘱	西 尾 清 明
執行役員	情報システムに関する事項管掌 総務部長および内部統制部長委嘱	上 直
執行役員	人材開発センター長委嘱 内部統制につき越村専務執行役員を補佐	積 田 正 和
執行役員	人事部長委嘱 総務につき越村専務執行役員を補佐	田 中 徹

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内（定款所定の員数12名以内）とご承認いただいております。また、2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、年額1億円以内とご承認いただいております。なお、当社は2008年3月をもって、取締役に係る退職慰労金制度を廃止しております。

また、監査役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額7,000万円以内（定款所定の員数5名以内）とご承認いただいております。各監査役の金銭報酬は、当社の定める一定の基準を参考とし、監査役会の協議により決定いたします。なお、監査役の報酬は金銭報酬のみで構成しており、株式報酬は導入しておりません。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当社が設置した社外取締役が過半数を占める「役員人事・報酬会議」における検討により、取締役会にて決議された下記の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は以下のとおりです。

#### ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、担当する職位および会社業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬である金銭報酬、業績連動報酬である金銭報酬及び株式報酬から構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬である金銭報酬および業績連動報酬である金銭報酬のみを支払うこととする。

#### イ 固定報酬である金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

固定報酬である金銭報酬は、月例報酬とし、各取締役の職位、個別の取締役ににかかる経営内容および会社業績等を勘案した額を支給することを定めた当社の基準に基づき決定する。

#### ウ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、前事業年度の業績等を考慮して支給される賞与とし、事業活動の成果を示す指標である当社連結経常利益を基準として総支給額を決定し、各取締役の職位に応じて分配のうえ、毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため自社株報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、各取締役の職位、個別の取締役にかかる経営内容および会社業績等を勘案した価額に基づく自社株式数を付与することを定めた当社の基準に基づき決定し、毎年一定の時期に支給する。

エ 固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、関連する業種・業態に鑑み、固定報酬である金銭報酬を主として、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等を適正な割合で組み込むこととする。

オ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の金銭報酬は、独立社外取締役を含む取締役会の監督の下、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が上記各方針に基づき決裁する。取締役会が授権した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためである。

各取締役の非金銭報酬は、上記各方針に基づき独立取締役を含む取締役会において決議する。当社は、社外取締役が過半を占める「役員人事・報酬会議」を設置し、「役員人事・報酬会議」は外部データを参照しながら各報酬の職位別、個人別の額の妥当性につき議論をおこない、経営環境の変化に応じ、報酬水準、算定方法等につき適時・適切に見直しを検討する。取締役会および代表取締役社長は、「役員人事・報酬会議」による検討結果を踏まえて適正に役員報酬基準の改定を行う。

## ② 当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬		
取締役 (うち社外取締役)	194 (17)	149 (15)	34 (2)	10 (-)	8 (3)	
監査役 (うち社外監査役)	36 (36)	32 (32)	4 (4)	- (-)	4 (4)	
合 計 (うち社外役員)	231 (54)	181 (47)	39 (7)	10 (-)	12 (7)	

- (注) 1. 取締役の支給人員は、2021年3月30日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の社外取締役1名を除いております。
2. 監査役の支給人員は、無報酬の社外監査役2名を除いております。
3. 当社の譲渡制限付株式の、割当ての際の条件等は「①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額4億5,000万円以内、監査役の報酬額は年額7,000万円以内とご承認いただいております。当該株主総会の決議の効力発生日時点での定款所定の取締役の員数は12名以内、監査役の員数は5名以内です。また、2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、年額1億円以内とご承認いただいております。当該株主総会の決議の効力発生日時点での定款所定の取締役の員数は12名以内です。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役 細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 大見和敏氏は、株式会社マイテイストの代表取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 木村浩明氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。なお、同社は当社の主要取引先であります。

## ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役 細井和昭氏は、東プレ株式会社及び藤倉コンポジット株式会社の社外監査役であります。なお、東プレ株式会社及び藤倉コンポジット株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 大見和敏氏は、エイテックス株式会社の社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 中野北斗氏は、五洋建設株式会社の社外取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 青木良夫氏は、日本通運株式会社の社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

## ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

## ④ 各社外役員の事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 細井和昭	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門の見地から議案審議事項等に必要の発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 大見和敏	2021年3月30日就任以降に開催の取締役会14回の全てに出席し、専門的知識やこれまでの複数の企業経営に携わることで培われた豊富な経験及び幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要の発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 中野北斗	2021年3月30日就任以降に開催の取締役会14回の全てに出席し、長年培われた豊富な国際金融・財務・会計の経験及び見識に基づき議案審議事項等に必要の発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役 伊丹一成	2021年3月30日就任以降に開催の取締役会14回の全てに、また、就任以降に開催の監査役会13回の全てに出席し、管理部門に関する知見やこれまでの豊富な経験及び見識に基づき議案審議事項等に必要の発言を適宜行っております。
監査役 青木良夫	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会18回の全てに出席し、公認会計士としての専門の見地から議案審議事項等に必要の発言を適宜行っております。
監査役 都正二	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会18回の全てに出席し、財務・会計に関する知見やこれまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要の発言を適宜行っております。
監査役 木村浩明	2021年3月30日就任以降に開催の取締役会14回の全てに、また、就任以降に開催の監査役会13回の全てに出席し、これまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要の発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意した理由

#### ① 報酬等の額

ア 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 57百万円

イ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 58百万円

- (注) 1. 当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、監査業務の他、再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免申請に関する確認業務の対価を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、当該会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を監査役会が定め、株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制基本方針」及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念、新日本電工グループ企業行動憲章に基づき、企業価値と企業倫理の向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。その目的のもと、法令・定款・社内諸規程の遵守を徹底し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下の体制により内部統制を遂行する。

リスク管理を含む内部統制全般を統括・推進する組織として内部統制委員会とその事務局として内部統制部を設置し、通常時の分析や対応策の検討を行う。

内部統制部は各組織及び各子会社との間で情報を共有し、新日本電工グループ全体の内部統制システム水準の維持・向上を図るために活動を行う。

当社の内部統制基本方針は以下の通りとする。

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 ＜取締役の法令遵守体制＞

取締役会は、取締役会規程の下、経営上の重要な事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役は、取締役会における決定事項に基づき業務分担に応じ職務執行を行い、取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、社外監査役4名も出席している。取締役会は18回開催され、業務執行状況の報告をうけ、取締役会規程に基づき上程された各議案についての活発な意見交換と審議を行い、執行決議を行っている。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ＜情報管理体制＞

取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する諸規程に基づき情報管理を徹底するとともに、文書管理に関する規程に基づき文書又は電磁的媒体により適切に記録・保存する。

また、取締役及び監査役が、これらの情報・文書等を常時閲覧できる体制とする。

(運用状況の概要)

取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する規程及び文書管理に関する規程に基づき、適切に管理及び記録を行っている。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制<リスク・危機管理体制>

多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、直ちに危機管理本部を設置し、迅速に必要な対応を行う。

各組織長は、自組織における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生・環境・防災、情報管理、知的財産管理、品質管理、購買管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、本社職能組織が全社横断的観点から規程等を整備し、各組織に周知する。

(運用状況の概要)

内部統制に関する規程に基づき当社に関わるリスクを識別し、内部監査において適切な対応を行っている。また、多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行っている。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制<職務の効率性確保体制>

取締役は、取締役、使用人が共有する全社的な基本方針、数値目標を中期経営計画として定め、新日本電工グループ全体にその徹底を図るとともに、各組織ごとの業績目標についての半期ごとの総括・見直しに加え、期中にも経過実績の反復したレビューを行い、機動的な対応を追加するなど、効率的な業務執行を図る。

予算編成、設備投資を含めた投融資等は該当する委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決議を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき各執行役員、各組織長等が行う。

(運用状況の概要)

取締役の職務の執行の効率性を確保するために、経営会議等で業務執行側の事前審議を経た上で、取締役会において執行決議を行っている。また、業務執行は役職ごとの決裁権限を定めた規程に基づき行っている。

### (5) 当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制<使用人の法令遵守体制>

新日本電工グループ企業行動憲章、社員行動指針を定め、グループ企業倫理の向上と法令・定款・社内諸規程の遵守についての更なる徹底を図る。

また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

各組織長は、自組織の業務について、法令及び規程の遵守・徹底を図り、法令違反行為の未然防止

に努める。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。

内部統制部のモニタリング活動を通し、業務の効率性と不祥事発生のリスクの点検を行う。

内部統制部は、監査結果を必要に応じ取締役会及び内部統制委員会に報告する。

(運用状況の概要)

新日本電工グループ企業行動憲章及び新日本電工グループ社員行動指針を定め、社員に周知徹底を図っている。通報先に外部窓口を含む、内部通報制度を設置・運用している。また、業務の効率性と不祥事発生のリスクの点検のため、内部統制部が当社各部門に対してモニタリング活動を行っている。内部監査活動の補完策として、複数年に1回内部統制アンケートを実施し、浮き彫りになった職場風土やマネジメントなどの問題点については、全社員と共有化し個別対策を実施している。今後も継続してアンケートを行い、更なる改善を図る。

## **(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

### **<企業集団の管理体制>**

当社及び各子会社は、当社経営理念に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、当社及び子会社からなる企業集団一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

当社は、子会社の管理に関して関係会社管理規程等において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

当社は、各子会社に取締役・監査役を派遣し監督または監査を行うほか、内部統制部を通じ各子会社に対し定期的に内部監査を行う。

各子会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

当社主管組織は、各子会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

内部統制部は、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、主管組織及び各子会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

#### ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社主管組織は、各子会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項について、各子会社に対し報告を求めるとともに助言等を行う。

#### ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社主管組織は、各子会社におけるリスク管理状況につき、各子会社に対し報告を求め助言等を行う。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各子会社に対し報告を求めるとともにすみやかに内部統制部に報告する。

(運用状況の概要)

当社は子会社の管理に関する規程に基づき、各主管組織は子会社管理の適切な運用を図っており、また、適時に報告を受けることにより、子会社の内部統制体制を確認している。加えて、内部統制に関する情報交換の場として、内部統制責任者会議を開催している。なお、各子会社は自律的内部統制を基本とした内部統制システムの充実を図っており、当社は内部統制部による内部監査を行い各子会社に対し指導・助言を行っている。また、子会社管理に関する規程に基づき、各主管組織が監督と業績評価を行い、本社職能組織が指導・支援・助言を行っている。

## (7) 当社の監査役の監査に関する事項

当社は、監査役が当社の重要な会議、委員会に出席し、また、当社社長との定期的な意見交換を行うことを確保するとともに、監査役が、子会社の取締役及び使用人等から直接報告を受け、また、社内的情報・文書等は常時閲覧できるよう体制を整備する。

当社の取締役、執行役員、組織長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制部を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、内部統制委員会等において報告し、当社の監査役と情報を共有する。

各子会社の取締役、監査役、使用人等は、自社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は当社主管組織あるいは内部統制部を通じて報告する。

当社及び子会社は、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制部は、当社の監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について当社の監査役に報告する。

当社の監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、総務部がこれに当たる。

事務局員の取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査役の指示の下で職務を行うほか、事務局員の人事異動・評価等について、当社人事部長は監査役とも協議する。

当社は、当社の監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の費用請求に応じる。

(運用状況の概要)

当社は、監査役の情報収集として、監査役による重要な会議や委員会への出席、当社社長との意見交換の場を確保すること等に加え、稟議書を監査役が常時閲覧することができる体制を整備し、監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めている。また、内部統制部は当社の監査役と定期的に、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っている。

## 7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりであります。

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先の課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

## (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、役員・社員一丸となって次の施策に取り組んでおります。これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(経営基盤強化による企業価値向上への取組み)

詳細については、「1.企業集団の現況に関する事項 (4)対処すべき課題」をご参照ください。

(コーポレート・ガバナンス (企業統治) の強化による企業価値向上への取組み)

下記の基本的な考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の立場を踏まえたうえで、株主から経営を付託された者としての受託者責任や様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識しつつ、下記の「経営理念」のもと、透明、公正かつ迅速果断な意思決定を行うための仕組みの整備と健全な企業家精神発揮の促進を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、当社のコーポレート・ガバナンスを充実させております。

<経営理念>

特徴ある製品・技術・サービスを開発・提供し、持続的な成長を通じて、豊かな未来の創造に貢献する。

## (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2020年2月27日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議し、2020年3月27日開催の第120回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、（イ）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、（ロ）必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合は取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は2023年3月開催予定の当社第123回定時株主総会の終結の時までとなっております。本プランは、有効期間中であっても、

(イ) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

(ロ) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

には、その時点で廃止されるものとします。

#### **(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

本プランは、

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

(ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

(ハ) 株主意思を反映するものであること

(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

(ホ) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

等の理由から、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

---

(注) 事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>53,454</b>
現金及び預金	9,779
受取手形及び売掛金	19,440
商品及び製品	11,552
仕掛品	182
原材料及び貯蔵品	11,286
その他	1,228
貸倒引当金	△14
<b>固定資産</b>	<b>42,434</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>23,411</b>
建物及び構築物	16,777
減価償却累計額	△11,568
建物及び構築物（純額）	5,208
機械装置及び運搬具	37,976
減価償却累計額	△29,438
機械装置及び運搬具（純額）	8,537
土地	5,298
リース資産	4,138
減価償却累計額	△644
リース資産（純額）	3,493
建設仮勘定	564
その他	1,331
減価償却累計額	△1,023
その他（純額）	308
<b>無形固定資産</b>	<b>139</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,883</b>
投資有価証券	10,402
長期貸付金	4,930
繰延税金資産	3,171
その他	379
<b>資産合計</b>	<b>95,888</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>17,281</b>
支払手形及び買掛金	6,955
短期借入金	2,000
1年内返済予定の長期借入金	2,558
リース債務	148
未払法人税等	778
賞与引当金	292
役員賞与引当金	43
事業整理損失引当金	41
設備関係支払手形	238
その他	4,224
<b>固定負債</b>	<b>14,282</b>
長期借入金	8,751
リース債務	4,300
繰延税金負債	489
退職給付に係る負債	325
その他	413
<b>負債合計</b>	<b>31,563</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>63,732</b>
資本金	11,072
資本剰余金	21,427
利益剰余金	31,233
自己株式	△0
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>524</b>
その他の有価証券評価差額金	828
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	△524
退職給付に係る調整累計額	220
<b>非支配株主持分</b>	<b>68</b>
<b>純資産合計</b>	<b>64,325</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>95,888</b>

## 連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		65,978
売上原価		51,617
売上総利益		14,361
販売費及び一般管理費		5,924
荷造運搬費	1,518	
その他の販売費	225	
給料及び手当	1,457	
賞与引当金繰入額	124	
役員賞与引当金繰入額	43	
退職給付費用	104	
研究開発費	353	
その他	2,097	
営業利益		8,436
営業外収益		
受取利息	135	
受取配当金	121	
為替差益	190	
助成金収入	61	
その他	51	560
営業外費用		
支払利息	479	
持分法による投資損失	223	
操業休止関連費用	437	
固定資産除却損	624	
その他	361	2,127
経常利益		6,870
特別利益		
投資有価証券売却益	39	39
特別損失		
固定資産除却損	70	
減損損失	472	
事業整理損	218	
その他	1	763
税金等調整前当期純利益		6,146
法人税、住民税及び事業税	771	
法人税等調整額	△2,397	△1,626
当期純利益		7,772
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		7,768

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,057	21,412	24,786	△0	57,256
当期変動額					
新株の発行	14	14			28
剰余金の配当			△1,321		△1,321
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,768		7,768
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	14	14	6,447	△0	6,475
当期末残高	11,072	21,427	31,233	△0	63,732

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	497	△9	△1,230	△146	△888	63	56,430
当期変動額							
新株の発行							28
剰余金の配当							△1,321
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,768
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	330	9	706	367	1,413	5	1,419
当期変動額合計	330	9	706	367	1,413	5	7,895
当期末残高	828	0	△524	220	524	68	64,325

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>50,020</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,148</b>
現金及び預金	7,251	支払手形	191
受取手形	72	買掛金	4,518
売掛金	17,098	短期借入金	2,030
商品及び製品	11,380	1年内返済予定の長期借入金	2,558
仕掛品	169	リース債務	148
原材料及び貯蔵品	10,554	未払金	1,074
前渡金	518	未払費用	914
前払費用	269	未払法人税等	657
関係会社短期貸付金	2,100	前受金	22
その他	604	預り金	272
<b>固定資産</b>	<b>40,648</b>	賞与引当金	269
<b>有形固定資産</b>	<b>17,458</b>	役員賞与引当金	38
建物	2,312	事業整理損失引当金	41
構築物	1,970	設備関係支払手形	235
機械及び装置	5,421	その他	1,174
車両運搬具	19	<b>固定負債</b>	<b>13,855</b>
工具、器具及び備品	280	長期借入金	8,751
土地	3,707	リース債務	4,300
リース資産	3,493	退職給付引当金	500
建設仮勘定	251	資産除去債務	302
<b>無形固定資産</b>	<b>131</b>	その他	0
ソフトウェア	127	<b>負債合計</b>	<b>28,004</b>
その他	3	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,058</b>	<b>株主資本</b>	<b>61,955</b>
投資有価証券	2,057	資本金	11,072
関係会社株式	13,148	<b>資本剰余金</b>	<b>21,367</b>
出資金	11	資本準備金	16,982
役員及び従業員に対する長期貸付金	23	その他資本剰余金	4,384
関係会社長期貸付金	4,930	<b>利益剰余金</b>	<b>29,517</b>
繰延税金資産	2,595	利益準備金	1,299
その他	291	その他利益剰余金	28,217
		特別償却準備金	173
		圧縮記帳積立金	22
		別途積立金	4,671
		繰越利益剰余金	23,350
		<b>自己株式</b>	<b>△0</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>708</b>
		その他有価証券評価差額金	708
		繰延ヘッジ損益	0
		<b>純資産合計</b>	<b>62,664</b>
<b>資産合計</b>	<b>90,668</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>90,668</b>

## 損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,078
売上原価		42,652
売上総利益		12,426
販売費及び一般管理費		5,048
営業利益		7,378
営業外収益		
受取利息	143	
受取配当金	185	
為替差益	190	
その他	106	625
営業外費用		
支払利息	478	
操業休止関連費用	437	
固定資産除却損	457	
物品売却損	203	
その他	214	1,791
経常利益		6,212
特別利益		
投資有価証券売却益	39	39
特別損失		
固定資産除却損	70	
減損損失	472	
事業整理損	218	
その他	1	763
税引前当期純利益		5,488
法人税、住民税及び事業税		539
法人税等調整額		△2,200
当期純利益		7,149

## 株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	11,057	16,968	4,384	21,352
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				
圧縮記帳積立金の取崩				
新株の発行	14	14		14
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	14	14	—	14
当期末残高	11,072	16,982	4,384	21,367

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
		特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,299	231	35	4,671	17,451	23,688	△0	56,098
当期変動額								
特別償却準備金の取崩		△57			57	-		-
圧縮記帳積立金の取崩			△12		12	-		-
新株の発行								28
剰余金の配当					△1,321	△1,321		△1,321
当期純利益					7,149	7,149		7,149
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	△57	△12	-	5,898	5,828	△0	5,856
当期末残高	1,299	173	22	4,671	23,350	29,517	△0	61,955

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	416	16	433	56,532
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				-
圧縮記帳積立金の取崩				-
新株の発行				28
剰余金の配当				△1,321
当期純利益				7,149
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	291	△16	275	275
当期変動額合計	291	△16	275	6,131
当期末残高	708	0	708	62,664

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

新日本電工株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 林 三子雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 靖 史

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本電工株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本電工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

新日本電工株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 林 三子雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 靖 史

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本電工株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び内部統制部その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号(株式会社の支配に関する基本方針)の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

新日本電工株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 丹 一 成 ㊟  
監 査 役 青 木 良 夫 ㊟  
監 査 役 都 正 二 ㊟  
監 査 役 木 村 浩 明 ㊟

(注) 監査役伊丹一成、青木良夫、都正二及び木村浩明は、会社法に定める社外監査役であります。

以 上

## 株式についてのご案内

本 社 所 在 地	東京都中央区八重洲一丁目4番16号 (〒103-8282) 電話 (03) 6860-6800 (総務部) ホームページ <a href="http://www.nippondenko.co.jp/">http://www.nippondenko.co.jp/</a>
事 業 年 度	1月1日から12月31日まで
定 時 株 主 総 会	3月下旬
剰余金の配当基準日	期末配当 12月31日 中間配当 6月30日 (中間配当を行う場合)
定時株主総会の基準日	12月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
単 元 株 式 数	100株
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
事 務 取 扱 場 所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
公 告 方 法	電子公告 ( <a href="http://www.nippondenko.co.jp/">http://www.nippondenko.co.jp/</a> ) ただし、やむを得ない事由により電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載します。
上場金融商品取引所	東京証券取引所

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		0120-288-324 (フリーダイヤル)
お 取 扱 店	お取引の証券会社になります。	みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 *トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
ご 注 意	未払配当金の支払(※)、支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

※未払配当金の支払のみ、みずほ銀行 本店及び全国各支店でもお取り扱いいたします。

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲

2階 ROOM A+B+C

東京都中央区八重洲一丁目3番7号



## 交通

- 1 J R 「東京」駅下車 八重洲北口より徒歩約5分
- 2 地下鉄 丸ノ内線 「東京」駅下車 八重洲北口より徒歩約5分
- 3 地下鉄 東西線 「日本橋」駅下車 A7出口直結
- 4 地下鉄 銀座線 「日本橋」駅下車 A7出口直結
- 5 地下鉄 浅草線 「日本橋」駅下車 A7出口直結

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新日本電工株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。